

新宮町告示第98号

令和4年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年8月23日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和4年8月31日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君

温水 眞君

末吉富美徳君

濱田 幸君

上畝地白馬君

西 健太郎君

大牟田直人君

高木 義輔君

北崎 和博君

横大路政之君

松井 和行君

牧野真紀子君

---

○8月31日に応招した議員

全員

---

○9月1日に応招した議員

全員

---

○9月14日に応招した議員

全員

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和4年 第3回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和4年8月31日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年8月31日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第62号議案 新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第63号議案 新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第64号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第65号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第66号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第67号議案 令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第68号議案 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第69号議案 令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第70号議案 令和3年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 第71号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 第72号議案 令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第73号議案 令和3年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第74号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第16 第75号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第17 第76号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第77号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第19 第78号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第20 第79号議案 工事請負契約の締結について(町道の野~寺浦線道路改良工事(第3工区))

- 日程第21 第80号議案 工事請負契約の締結について（白峯公園整備工事）
- 日程第22 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第23 報告第13号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）  
「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第24 報告第14号 令和3年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第25 報告第15号 令和3年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第26 報告第16号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第27 報告第17号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について
- 日程第28 報告第18号 例月出納検査結果報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第62号議案 新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第63号議案 新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第64号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第65号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第66号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第67号議案 令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第68号議案 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第69号議案 令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第70号議案 令和3年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 第71号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 第72号議案 令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第73号議案 令和3年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第74号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

- 日程第16 第75号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第17 第76号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第77号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第19 第78号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第20 第79号議案 工事請負契約の締結について（町道的野～寺浦線道路改良工事（第3工区））
- 日程第21 第80号議案 工事請負契約の締結について（白峯公園整備工事）
- 日程第22 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第23 報告第13号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）  
「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第24 報告第14号 令和3年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第25 報告第15号 令和3年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第26 報告第16号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第27 報告第17号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について
- 日程第28 報告第18号 例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美徳君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局局長補佐 … 桐島美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	地域協働課長	……………	片山 勇二君
政策経営課長	……………	桐島 光昭君	税務課長	……………	尾田 繁男君
住民課長	……………	堺 好行君	健康福祉課長	……………	山口 望美君
子育て支援課長	……………	高木 昭典君	産業振興課長	……………	森 真二君
環境課長	……………	安河内正路君	都市整備課長	……………	西田 大輔君
上下水道課長	……………	高橋 忠久君	会計課主幹	……………	狩野 直子君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	桐島 聡君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

---

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第3回新宮町議会定例会を開会いたします。

それでは配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、濱田幸議員、5番、上畝地白馬議員、事故に備えて6番、西健太郎議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの15日間といたしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの1  
5日間に決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会日程表のとおりですので、議員並びに執行

部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に感染者数が減少しない中で、行動制限のない福岡コロナ特別警報は継続をされております。本町でも、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の維持との両立を進めていきたいと思っております。国際情勢につきましては、ロシアのウクライナ侵攻から半年が経過し、原油価格、物価の高騰や避難民の支援など日本国内の生活にも影響を与える状況となっております。この間、兵士のみならず民間人を含めて、尊い命が失われており、ロシアに対する非難、制裁はさらに強まっておりますが、事態は長期化の様相を呈しているところでございます。

今年は例年より早い梅雨明けとなり、水不足が懸念される地域もありましたが、7月中旬には九州に線状降水帯予測が発表されるなど記録的な大雨となりました。危惧された大規模な災害は、今のところ本町では確認をされておられません。しかしながら、土砂災害や河川の氾濫など、全国的に多くの方々が被災されました。亡くなられた方々、ご遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。法改正により、避難情報の基準や名称等が変更され、2年目となります。多くの方が早めの避難を検討され、自主避難所の開設、運営の重要度も増してきております。今後も台風の影響などにより、災害が発生する可能性があります。いざというときに備え、避難所の運営、災害対策に万全を期してまいります。

町政に関しましては、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先に、ワクチン接種などを進めてまいりましたが、今後は、社会経済活動との両立を図るためにも、コロナの状況に注視しながら町民の皆様の生活支援事業やイベントなど積極的に実施してまいります。このような状況ではございますが、新宮ふれあいの丘公園周辺整備、学校教育施設の改修工事などの事業は、順調に進めることができおり、Park-PFI制度を活用した屋内テニスコートの建設は来月にも完成し、その後、利用開始に向けて準備がされる予定のようでございます。また、本町における自治体DXの取組につきましては、デジタルトランスフォーメーション推進支援業務委託において、業務改善に向けて、現行業務内容の調査、分析にあわせて自治体DX推進事業委託において、実証実験及び効果検証を行ってまいります。カーボンニュートラルに向けた取組につきましては、まずは住民への啓発ということで、広報誌、ホームページにゼロカーボンアクションを掲載するとともに、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定作業を進めておるところでござ

ございます。今後とも議員の皆様にはご理解とご協力を賜りたいと思っております。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定、改廃等2件、令和3年度決算認定10件、令和4年度補正予算5件、契約認定等2件、計19議案、諸報告6件となっています。なお、追加議案等の予定もございます。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。議会招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第62号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第62号議案、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第62号議案、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、最近における物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公費負担の限度額を引き上げること等を目的として、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が制定されたことに伴い、町議会議員選挙及び町長選挙においても公費負担の限度額を引き上げるため、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の趣旨といたしましては、選挙運動に関しまして、選挙運動用自動車の使用などの公営に要する経費に係る限度額が引上げられたため、昨年、制定をいたしました本町の選挙運動の公費負担に関する条例を改正するというものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、第4条第2号ア、選挙運動用自動車の使用の公営において、一般運送契約以外の契約の自動車借入で、1万5,800円を1万6,100円に改めるもの。同じく、イにつきましては燃料費で7,560円を7,700円に改めるものでございます。第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公営でございます。1枚当たり7円51銭を7円73銭に改めるものでございます。第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公営でございます。印刷費の1万円当たり525円6銭を541円31銭に、企画費の部分の31万500円を31万6,250円に改めるものでございます。附則といたしまして、第1項の施行期日につきましては、公布の日から施行すること。第2項の適用区分は、この条例

の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙につきましては、従前の例によることとしております。

2ページから4ページにつきましては、参考資料といたしまして新旧対照表をつけておりますのでご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第62号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第62号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 第63号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第63号議案、新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第63号議案、新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

提案理由といたしまして、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和4年10月1日から施行されることに伴い、新宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の法改正につきましては、育児休業の取得回数の制限緩和等、非常勤職員の育児休業の取得の要件緩和及び柔軟化、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件のうち在職期間要件の廃止及び緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずることなどを趣旨として行われたものでございまして、本町におきましても、これに適切に対応するため所要の改正を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、まず、第2条第3号ア（ア）の改正で、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満

了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件につきまして、非常勤職員がこの出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、この誕生日から起算しまして8週間と6月を経過する日までと緩和する趣旨を規定したものでございます。条文におきましては、(ア)の3行目になりますけれども、当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日という規定となっております。3条の2というのが4ページにあります57日間という規定でございまして、こちらのほうが8週間以内というような形の規定となるものでございます。また、第2条第3号イで、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化の1つといたしまして、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を(ア)または(イ)のいずれかに該当する非常勤職員と定めたものでございます。

2ページをお願いいたします。第2条の3、第3号の改正につきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化の1つといたしまして、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件につきまして、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため規定を改正したものでございます。

3ページをお願いいたします。第2条の4の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化の1つといたしまして、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件につきまして、第2条の3第3号の改正と同様に、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため規定を改正したものでございます。第2条の5を削る改正につきましては、同じ規定を4ページの第3条の2として追加するためのものでございまして、第3条中第5号を削る改正につきましては、育児休業の取得回数制限の緩和で、再度の育児休業取得に係る条例に定める特別の事情に関しまして、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削るもの。また、第7号中の字句の改正は、第2条の4を前条に改めるもので、さらに号をそれぞれ繰上げ、新たに第7号を加える改正につきましては、育児休業の取得回数制限の緩和で、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の変更等があった場合の規定を整理したものでございまして、これに伴いまして、4ページのほうになりますけれども、第8号を削っております。第3条の2の追加につきましては、先ほどからご説明をしております育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間ということで、57日間と規定をしたものでございます。第10条第6号中の字句の改正は、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるもの。第17条第2号中の字句の改正及び同号ア及びイを削る改正につきましては、育児休業、介護休暇、部分休業及び介護時間の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するため。また、次のいずれにも該当するを、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を

考慮して規則で定めるに改め、ア及びイを削ったものでございます。第21条を繰下げ、第21条を妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等及び第22条、勤務環境の整備に関する措置を加える改正におきまして、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定したものでございます。

附則といたしまして、第1条でこの条例は、令和4年10月1日から施行することとしております。附則の第2条につきましては、経過措置で、旧条例の育児休業等計画書を提出した職員につきましては、改正前の第3条第5号に係る部分及び第10条第6号に係る部分の規定の適用について、従前の例によるものとしてございます。

6ページから15ページまでに、参考資料といたしまして新旧対照表をつけておりますのでご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。22条のところなんですけど、このところですね。職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置と書いてありますが、これに関して具体的に今検討されている内容があれば教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。具体的にはまだ計画で、実行に向けてという形ではないんですけれども、今回条例を改正させていただきまして、その後、詳細について規則の改正等もやっていかなければなりませんので、その辺りをした後に、職員の周知から始めて研修あたりのほうに取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 10月1日から施行なので、それまでには、規則等具体的な内容を詰めていくって考えてよろしいですか。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第63号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第63号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5. 第64号議案

日程第6. 第65号議案

日程第7. 第66号議案

日程第8. 第67号議案

日程第9. 第68号議案

日程第10. 第69号議案

日程第11. 第70号議案

日程第12. 第71号議案

日程第13. 第72号議案

日程第14. 第73号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第64号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

この際、本件から日程第14、第73号議案までの10件は、令和3年度決算の認定となっておりますので、一括上程し、議題といたします。

それでは、第64号議案から第73号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第64号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、第73号議案、令和3年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。7つの特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計並びに一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会認定に付するものでございます。

それでは、令和3年度新宮町決算と表題がついております一覧表で説明をいたします。ご覧をいただきますようお願いいたします。第64号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計から第73号議案、令和3年度新宮町一般会計まで、各会計の決算収支は表に記載のとおりでございます。第70号議案の令和3年度新宮町水道事業会計及び第71号議案の令和3年度新宮町公共下水道事業会計を除く7つの特別会計の合計は、歳入31億855万2,309円、歳出30億3,434万6,610円、差引き7,420万5,699円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、7つの特別会計の実質収支の合計も7,420万5,699円となっております。

第70号議案、令和3年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入7億4,852万996円、収益的支出6億8,321万5,087円、差引6,530万5,909円となり、これから消費税相当額分を除いた5,988万6,717円が、当年度純

利益となっております。続いて、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2,142万4,000円、資本的支出1億9,524万9,565円、差引マイナス1億7,382万5,565円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額348万9,220円及び過年度損益勘定留保資金1億7,033万6,345円で補填いたしております。

第71号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入9億5,176万5,963円、収益的支出9億390万1,028円、差引4,786万4,935円となり、これから消費税相当額分を除いた、1,077万5,405円が当年度純利益となっております。続いて、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億6,586万5,620円、資本的支出5億6,645万2,756円、差引マイナス2億58万7,136円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額2,789万872円、過年度損益勘定留保資金1億546万9,788円及び当年度損益勘定留保資金6,722万6,476円で補填をいたしております。

最後に、第73号議案、令和3年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入189億8,321万7,648円、歳出182億3,842万3,275円、差引7億4,479万4,373円、翌年度に繰り越すべき財源といたしまして、継続費逐次繰越額1,226万5,000円、繰越明許費繰越額1億2,400万円、実質収支額6億852万9,373円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） ここで決算に対する監査委員の監査意見をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） 去る8月22日付けで、新宮町長へ提出いたしました令和3年度新宮町歳入歳出決算意見書について、ご説明いたします。

この審査意見書は、地方自治法及び地方公営企業法等の規定に基づき、令和3年度新宮町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び新宮町水道事業、下水道事業会計の剰余金の処分及び決算の計10件の会計につきまして、7月、8月の6日間の日程で高木委員とで審査を実施いたしました。この審査結果を意見書としてまとめたものであります。

審査意見といたしましては、2ページの段落1で記述しておりますとおり、例月出納検査の集計と合致し、決算計数は正確であったことを確認いたしました。そして、次の段落2、段落3、段落4では、一般会計、特別会計及び地方公営企業会計ごとの歳入歳出額の年度総額と前年度比較を記載するとともに、増減額の要因分析を行っております。また、第5段落以下では、予算の執行状況、事業の経営が適正かつ効率的に運営されているかについてを主眼に据え、審査を行った

結果、執行部においては検討改善を必要とする事項を歳入歳出ごとに、私どもの意見として述べております。

最後になりますが、審査の結論といたしましては、歳入歳出ともに適正に予算執行が行われており、ここで指摘、注意すべき事項はございませんでした。3ページ以降におきましては、各会計ごとの歳入歳出について款、項、目ごとに分析を行っております。決算委員会での審議の参考にしていただけたらと考えます。

以上、簡単でございますが、令和3年度決算審査意見書について、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） ありがとうございます。

ここで監査意見に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。第64号議案から第73号議案までの10議案については、議長及び高木監査委員を除く議員10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認め、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に、決算特別委員会の正副委員長を選出方をお願いいたします。

午前10時03分休憩

.....  
午前10時09分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は温水眞議員、副委員長は濱田幸議員に決まりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、9月5日、6日、7日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いいたしますとともに、本会議最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

---

#### 日程第15. 第74号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第74号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第74号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,888万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費におきましては、産休代替職員の人件費として、給与及び関連経費を24万4,000円。

12節委託料におきましては、法改正による国保限度額適用認定書と未就学児均等割保険料負担金申請書のシステム改修費用、合わせまして45万1,000円、全体で69万5,000円を計上しております。この歳出の特定財源といたしましては、ページ戻りまして8、9ページ、歳入予算、4款1項1目2節、特別交付金及び5款1項1目2節一般会計繰入金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第74号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第74号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16. 第75号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第75号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第75号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,061万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動による職員の減、その代替として会計年度任用職員を任用するための報酬を計上し、差引き167万8,000円の減額となっております。

ページ戻りまして8、9ページをお願いいたします。この減額により、歳入予算3款1項1目2節の一般会計繰入金を167万8,000円減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第75号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第75号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 第76号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第76号議案、令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第76号議案、令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,641万6,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。先に、歳出について説明いたします。1款1項1目事業費154万4,000円は、10節需用費、修繕料52万6,000円は、海水淡水化装置の修理に伴う増、光熱水費101万8,000円は、海水淡水化装置の稼働に伴う電気代の増です。

8ページ、9ページをお願いします。歳入につきましては、4款1項1目一般会計繰入金49万6,000円と、5款1項1目前年度繰越金104万8,000円で収支調整を行っています。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第76号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第76号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 第77号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第77号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第77号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和4年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額600万円を増額し、合計の9億6,572万8,000円とするものです。

4ページ、5ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出の説明をします。1款1項1目管渠費の工事請負費300万円は、下水道管渠の影響による陥没等が多発したことに伴う増、2目新宮処理区管理費の工事請負費300万円は、施設維持管理の工事に伴う増で、いずれも今後の緊急工事に対応するために計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。第77号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第77号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 第78号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第78号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第78号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算について、

ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,088万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億5,424万3,000円とするものでございます。第2条、継続費の補正、第3条、繰越明許費及び第4条、地方債の補正につきまして説明いたします。

4 ページをお願いいたします。第2表、継続費補正につきましては、変更で2件計上いたしております。ともに、総額及び令和4年度年割額を増額するもので、理由といたしましては、国が定める認定こども園整備に係る交付基準の見直しに伴うものでございます。第3表、繰越明許費は、社会資本整備事業債で整備を行っております町道的野・寺浦線道路改良工事におきまして、現在、同路線において施工中の工事箇所との調整が困難なため繰り越すもの。第4表、地方債補正、1、追加は、施工中の的野地区北浦川河川改修事業におきまして、表に記載のとおり、河川新設改良事業における起債協議が整ったことによるもの。2、変更は、臨時財政対策債の発行可能額確定による減額補正で、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。それでは、補正内容の説明をいたしますが、全般的に人件費につきましては、職員の育休に伴う給料の増減や時間外勤務手当等各種手当での増減によるものでございますので、それぞれの目における説明は省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。12、13ページをお願いいたします。1款1項1目議会費、11節機器調整料は、議場内マイクの不具合のため、調整を行うもの。2款1項7目電算管理費、12節新規導入機器設定委託料は、セキュリティクラウド基幹システムの内容確定に伴い、機器の設定を行うもの。3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金の増は、人件費の増によるもの。

14、15ページ。4目老人福祉費、18節地域介護予防活動助成金は、地域における介護予防にかかる住民主体の活動団体が、見込みより増えたため増額するもので、特定財源といたしまして、21款4項3目1節地域支援事業交付金の全額を充当。7目障害者福祉費、12節障害者システム変更委託料は、来年4月から開始予定の障害者福祉関係データベース稼働に向けたシステム改修経費で、特定財源といたしまして、15款2項2目3節障害者自立支援給付支払等システム事業費補助金の全額を充当するものでございます。9目後期高齢者医療対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金の減は、人件費の減によるものでございます。2項1目児童福祉総務費、18節保育所等整備事業費補助金は、先ほど継続費補正の際、説明しましたとおり、国が定める認定こども園整備に係る交付基準の見直しに伴う保育所部分にかかる補助金の増によるもの及び認可保育所において防犯カメラ設置事業補助金を当初予算に計上いたしておりましたが、補助額について相違があったため、不足額を増額するものでございます。特定財源といたしまして、

15款2項2目5節保育所等整備交付金の全額を充当。22節子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金及び子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金返還金は、昨年度から実施いたしております、国から子育て世帯等に対し子ども1人当たり10万円を支給する事業において、国から交付された各補助金について、3年度の交付実績に基づきまして、その残額をそれぞれ返還するものでございます。

16、17ページ。4款1項1目保健衛生総務費、18節骨髄移植ドナー助成金の増につきましては、現在、本町の交付規程におきましては、骨髄等の提供1回につき14万円を限度といたしておりますが、福岡県の要綱改正に合わせて、1回の提供につき、その限度額を20万円に増額するものでございます。特定財源といたしまして、16款2項3目1節骨髄等移植ドナー助成事業補助金の全額を充当するものでございます。27節簡易水道事業特別会計繰出金は、修繕料等の増によるものでございます。2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に関連するものでございます。現在、4回目のワクチン接種を推進しているところですが、現在の感染主流と言われているオミクロン株に対応したワクチン接種について、厚生労働省において協議がなされております。その結果、オミクロン株に対応したワクチン接種を秋頃から開始すること、またその対象は、2回目まで接種を終えた全ての人と方針決定がなされております。この決定を踏まえまして、ワクチン接種対象者拡大に必要な予算といたしまして、10節消耗品費は、接種券など用紙等の購入、11節郵便料金は、接種券等の郵送料、12節予防接種予約受付等業務委託料は、ワクチン接種対象者拡大により、接種期限が本年9月30日から本年度末まで延長される見込みであることから、それに必要予算を計上いたしております。特定財源といたしまして、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の全額を充当するものでございます。3目母子衛生費、17節保健事業用備品購入費は、当初予算に計上いたしております屈折検査機器の購入につきまして、調査の結果、予算不足が判明したため増額するもので、特定財源といたしまして、15款2項3目2節母子保健衛生費国庫補助金を充当するものでございます。

18、19ページ。8款2項2目道路新設改良費の増は、当初予算の際、次のページの4目社会資本整備事業費に予算組みしていたものを、国の制度変更により、この目に組み替えるものでございます。なお、14節工事請負費は、額確定により、予算の一部を16節町道用地購入費及び21節家屋等補償費に組み替えるとともに、再鑑定の結果に基づき、必要な額を増額いたしております。特定財源といたしまして、15款2項5目1節道路交通安全施設等整備事業費補助金の全額を充当するとともに、4目3節の社会資本整備総合交付金を同額、減額いたしております。3項2目河川新設改良費は、先ほど第4表地方債補正の際、説明いたしましたとおり、的野地区北浦川河川改修事業におきまして、河川新設改良事業における起債協議が整ったことにより、財

源更正をするもの。

4項2目公園費、20、21ページになりますが、14節公園施設整備工事費の増は、町管理公園の1か所におきまして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において、特定外来生物と指定されているオオキンケイギクが繁茂しているとの指摘を受け、急遽、仮払いが必要となり今後の予算執行に不足が生じるため増額するものでございます。5目都市再生整備計画事業費、都市再生整備計画につきましても、最終年度にある令和5年度に同計画の事後評価書の策定が必須となっております。当初、令和5年度に事後評価方法書及びそれを受けた事後評価書の策定を見込んでおりましたが、事後評価方法書の内容協議に時間がかかり、来年度に合わせて実施することが困難と判断したため、14節都市再生整備事業工事費から12節委託料、都市再生整備計画事後評価委託料に予算を組み替え、今年度、事後評価方法書の策定をするものでございます。9款1項2目非常備消防費の増は、本町消防団第4分団が第26回福岡県消防操法大会への出場が決まったことにより、必要な予算を計上いたしております。1節出動報酬は、県大会市場に向けた練習日数の増や大会当日の選手及び応援団員の増によるもの。10節食糧費は、県大会報告会や大会当日に係る費用、13節車船舶借上料は、大会当日に使用するバスの借上費用、18節福岡県操法大会出場分団補助金は、県大会出場分団に対する補助金でございます。4目防災費、14節防災施設整備工事費は、湊井堰の堰開閉に係る非常用バッテリーの機能低下が判明し、更新が必要なため。

22、23ページ。10款5項1目幼稚園総務費、18節認定こども園施設整備費補助金の増は、先ほど継続費補正の際、説明いたしましたとおり、国が定める認定こども園整備に係る交付基準の見直しに伴う幼稚園部分に係る補助金の増によるもので、特定財源といたしまして、16款2項8目2節保育所等整備交付金の全額を充当。6項7目図書館費、18節電子図書館広域利用負担金は、今回、大野城市、志免町、粕屋町及び本町の共同事業といたしまして、電子図書システムを導入することとなったため、当該事業に必要な負担金を計上いたしております。来年4月開始予定で、本年度の負担金の内容は、システム導入委託料、電子書籍使用料などを構成市町で按分したもので、大野城市が事務局を務めることとなっております。

24、25ページ。7項3目体育施設費、11節害虫等駆除手数料は、福祉センター敷地内の相撲場に併設いたしております体育倉庫がシロアリ被害にあっていることが判明し、その駆除をするため。17節社会体育用備品購入費は、ふれあいの丘公園に配置しているテント1張りが強風により損壊したため、テント用ウエイト及び買い替えに必要な費用を計上いたしております。

次に、歳入について、ご説明いたします。戻りまして、8、9ページをお願いいたします。歳出説明時に説明したものは、省略させていただきます。11款1項1目1節普通交付税は、額確定によるもの。16款2項7目3節市町村洪水ハザードマップ充実支援事業補助金は、既に予算

措置をいたしておりますハザードマップ作成経費の一部に対する補助で、額確定により計上をいたしております。

10、11ページ。19款2項2目1節財政調整基金で収支調整を、22款1項6目1節臨時財政対策債は、額確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。14、15ページの3款1項4目老人福祉費のところ、地域介護予防活動助成金のところで、活動が予定よりも多かったという話ですかね、増えたという話ですけど、どんな活動が増えたのか教えてください。

それとですね、20、21ページの公園施設整備工事費のところの特定外来生物の話をされたと思いますけど、ちょっともう一度詳しく説明してください。以上、よろしく申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。それでは、地域介護予防教室助成金についてですけども、従来行われておりましたサロン活動のようなものに加えて、今年度、コロナなどの関係もあったので活動控えてあったその他の、例えばグラウンドゴルフであったり、そういった外での活動を含めた、人が集まる、1週間に1回以上集まって高齢者の居場所づくりをするということで、トランポリンサークルであるとか、増えているのはグラウンドゴルフ、それからカラオケサークルなどが増えてきております。これに加えて、コロナの状況を見ながら今まで活動していなかった行政区さんのほうから、何らかの活動を考えたいということで、お声かけがっておりますので後半ですね、そこに対応できるようにということで今回補正をさせていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。先ほど政策経営課長申しましたとおり、人丸貯水池のところの湊坂、人丸公園のところの斜面のところに生えておりましたオオキンケイギクという外来生物、これの駆除を行っております。このオオキンケイギク、平成18年2月に環境省のほうで特定外来生物に指定されております。その繁茂が確認されまして、町のほうに繁茂しているということが連絡ありましたので、種をつける前に駆除する必要がありましたので、急遽、駆除を行ったというのが今年の状況でございます。今年は、除草剤をまきまして、そのあと枯れた後、草刈りをしております。実際効果としては、ちょっと来年もう一度見ないとよく分からないところもあるんですけども、本来は一本一本根っこまで取って枯らして駆除するというふうな手法がされておりますが、あまりにも広範囲であったため、今年度は先ほど申しましたような方法で対応をしております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。町長にお尋ねをいたします。ニュース報道等で、9月の27日ですか。安倍元総理の国葬が行われるということで賛否両論、いろいろ騒がれておりますが、私はあくまでも報道でしか情報知りませんのでお尋ねしたいんですが、都道府県知事等には案内状が行くのか、来ているのかというようなことらしいんですが、町長の下には案内状は来るんですか、来たんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 長崎町長。

○町長（長崎 武利君） 今のところ、来ておりません。その国葬についてのですね、はい。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） ということであれば、たればの質問を大変申し訳ないんですが、させていただきたいと思います。来るか来ないかっていうのは、今の段階では多分分らないと思うんですが、もし来たらどうされるのか、もう来なければ別にわざわざ行かれることはないと思うんですが、来たときにどうされるのか。たればで申し訳ないんですがね。なぜこんな質問をするかっていうと、中にはですね、公費で出席すること自体に異を唱える考え方の方もいらっしゃるし、それから憲法学者の中には違憲だと、憲法違反なんだという議論をされる方もいらっしゃる。私は、それは結論は分かりません。ただ、あえて火中の栗を拾う必要はないだろうと、要するにそれを強行されて問題を新宮町内で、そういう異を唱える方々の寝た子を起こすというね、考え方、言葉表現はよくないかもしれませんが、そういう必要性はないんじゃないかなというふうに思っていますし、基本的に町長が今後、どのような考え方をしてあるのかだけ、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 現在、こういう国の関係のいろんな問題については、糟屋地区1市7町の首長でいろいろ議論をし合いながら、そして、一緒に行くなら行く、やめるならやめるっていうようなことをしておりますけども、ちょっと現在のところ私はちょっと行くまではちょっと考えておりません。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。今、2回目の質問と同じことをもう一度繰り返しますが、長崎町長にあっては、あえてですね、問題を、水をかきまぜるようなことは必要ないんじゃないかなと思いますし、そういった意味で考え方自体は賛否両論あるわけですから、それはそれとして、やっぱり自治体の新宮町の政治に集中していただければなというふうに思っていますので、その点を申し添えて質問を終わります。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかにございませんか。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 継続費の補正のところちょっと伺いますけど、ページは4ページですかね、これ。要はもともと去年の3月ぐらいに全協で説明がありました金額があるんですけど、今のところ予算を組んでいるのは、その金額内に収まっていますけども、今後、来年3月までですか、これがまだ増額にする可能性があるのかどうかということが一つと、あと全体でこれはいくらだったかな。4億7,200万ぐらいはもともとの予算になっていますけども、博多学園の負担分も含めて、総額でどのぐらいになるのかという、あくまでも予測でいいんです。それと、そのときに説明がありましたけども、この認定こども園ですか、この辺を新たにつくっていくということについて、博多東幼稚園の定員数は300名だったというふうに説明があっただけですけど、園児の総数というのが4年度、今年度ですね。今8月末ですから、もう大体、増減は多少あったかも分かりませんが、園児総数が今のところ何名で、そのうち本町出身者が何名、あと一般利用と預かり保育が各々何名ずつになっているかっていうのが、分かることだけで結構です。説明っていうか、報告をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。はい。

○子育て支援課長（高木 昭典君） まず継続費についてですけれども、こちらのほうが国の変更により、交付基準の見直しにより今回の補正ということになっておりますので、この分につきましては、年度末にかけて変更の予定というのは、現時点ではないという状況でございます。あと、すいません、最終的な工事費についてはすいません、まだこちらのほうに報告いただけていないので、ちょっと概要的なものが今、確実なものがちょっと今ないという状況でございます。あと、先ほど言われました令和4年度の博多東幼稚園の状況ですけども、定員につきましては、307名で町内の利用者につきましては191名、そのうち町内利用者の一般利用につきましては156名、預かり利用につきましては35名という報告でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 総額というのはまだ分からないということで、今報告があったんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） はい、申し訳ございません。今、現時点での総額というのは、把握はしていないという状況です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 20、21ページですね。9款1項4目の防災費ですね。防災施設整備工事費で、湊井堰の非常用バッテリーということだったんですけど、今現在、湊井堰っていうのは手動で動かしているという形なんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 地域協働課長。

○地域協働課長（片山 勇二君） はい、お答えします。手動で動かしております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 今後の今、自治体DXとかいろいろ進める中で、特に井堰とか手動でやるということは、災害で結構、危険な状態のときに動かさなきゃいけないだとか、あるいはその担い手の方が高齢者であったりとか自営業者であったりとか、普通に一般の会社員ではちょっとなかなか難しいとか、高齢化が進んでいるとかっていうことを他の自治体の例で聞き及んでいることがあるので、そこら辺も含めて遠隔操作とか、そういうような方向性っていうのは、今後何か考えていかれるっていうことはないでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 地域協働課長。

○地域協働課長（片山 勇二君） はい。今のところそういう考えはありませんが、今後、そういうことが進めば検討していきたいと思います。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第78号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第78号議案は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第20. 第79号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、第79号議案、工事請負契約の締結について、町道的野～寺浦線道路改良工事（第3工区）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第79号議案、工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約の締結をするものでございます。記といたしまして、1、契約の目的、町道的野～寺浦線道路改良工事（第3工区）、2、契約の方法は指名競争入札、3、契約金額は8,855万円、内消費税及び地方消費税額は805万円、4、契約の相手方は、糟屋郡新宮町下府3丁目17番

15号、株式会社藤田組、代表取締役 藤田英夫でございます。5、工期は契約締結の日の翌日から令和5年3月15日までとしております。理由といたしまして、町道的野～寺浦線道路改良工事（第3工区）を施工するため、令和4年7月28日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。（1）入札結果表でございます。予定価格から消費税等を除いた金額は8,385万9,000円。これに対し10社を指名しております。（2）としまして工事概要、町道的野～寺浦線道路改良工事の記載の工事を施工するものでございます。

2ページに（3）といたしまして位置図を、3ページに（4）として平面図をつけております。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。この的野～寺浦線は着々と工事のほうが進んでいっておりますが、大体いつぐらいに、その大まかな工事が終わる予定でしょうか。何年度に終わる予定なのか教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。これは国の補助等を受けておりますので、予算のつきぐあいにもよりますけれども、今のところ大体、令和の5年から6年、それぐらいを完成予定と見込んで、事業に着手しているところでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第79号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第79号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 第80号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第21、第80号議案、工事請負契約の締結について、白峯公園整備工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第80号議案、工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。記といたしまして1、契約の目的、白峯公園整備工事、2、

契約の方法は指名競争入札、3、契約金額は、7,150万円、内消費税及び地方消費税額は650万円、4、契約の相手方は、福岡市西区大字羽根戸159番地の4、アスミオ株式会社、代表取締役 吉岡澄男でございます。5、工期は契約締結の日の翌日から令和5年3月24日までとしております。理由といたしまして、白峯公園整備工事を施工するため、令和4年7月28日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。(1)入札結果表でございます。予定価格から消費税等を除いた金額は7,078万2,000円、これに対し10社を指名し、6社が入札辞退、1社が最低制限価格を下回ったため入札失格となっております。(2)といたしまして工事概要、白峯公園整備工事につきましての施工内容を記載のとおり行うものでございます。

2ページに(3)といたしまして位置図を、3ページに(4)として平面図をつけております。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。先ほどの道路の件もありましたけども、金額自体、こっちのほうがさっき8,000万円ぐらいで、こっちが7,000万円ということで指名をされていますけども、先ほどの道路は、ほぼ町内業者が指名をされています。この件は、ほとんど全て町外業者というふうなことなんですけども、これの基準、指名基準というのは何かあったんでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 総務課長。

○総務課長(太田 達也君) はい。指名基準につきましては、新宮町指名競争入札参加資格及び手続等に関する規程に基づいての指名基準ということで、今回の工事の予定価格が7,786万200円。企業の登記を示す経営事項審査、点数につきましては、土木工事一式工事という形でしておりまして、920点以上というところでAランクの業者という形となっております。その上で、指名業者数は予定価格が7,000万円以上3億円未満という基準に基づいての指名をさせていただきます。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) 920点以上ということでAランクですね、これ町内には該当の会社がないのかなと思うんですが、先ほどは8,000万円ぐらいじゃないですか。そしたら、言うたら同じぐらいの等級になると思うんですが、なぜここで、言うたら、この件だけが920点なのかなというふうな疑問がわくんですよね。その点、いかがですか。

○議長(牧野 真紀子君) 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。町道的野～寺浦線につきましては、道路工事というところがございますけれども、今回土木というところでの工事としてはメインとなっているところがございます。こちらのほうの白峯公園の整備工事につきましては、今回、以前ありました処理施設の解体工事が主なものというところもございますけれども、こちらのほうも土工のほうメインという形で、町道的野～寺浦線につきましては町内業者のほうの指名、こちらのほうにつきましては、町外業者の指名という形でさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。過去にもこれぐらいの規模で、言うたら土木工事ですよ。町内の企業が指名されたというふうな実績があると思うんですが、土木工事、道路工事がその評点は何ぼ以上が、AランクとかBランクとかいうのはちょっと分かりませんが、やっぱり過去にはあったと思うんですよね。こういう工事も町内に発注したとか、指名したとかいうふうな事例があったと思うんですが、今回何か、先ほど一応、ひとくくりとしては土木工事というふうなところで考えれば、なぜここだけ町外業者のみの指名になったのか。そこら辺をちょっと明確にお答えください。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 私もその点、入札のときに、何で町内業者を入れられないのかっていう話を担当と話をして、これが前、ここの区画整理事業のときの処理場がありました。その処理場の解体が、非常にこう複雑であるというようなことがあって、これは町外のそういった業者にさせるべきであるというようなことで、一応、私も承諾して町外業者、入札指名させていただいたということでございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） やはり指名する場合に、総務課長の話では土木工事だから920点以上みたいな話だったんですけども、その解体が複雑であるから今回は町外業者にしたということですけども、その複雑であるかどうかは、どういうふうな基準で判断されるんでしょうかね。現実的に。こういうこといっぱいあると思うんですよね。だから、そこら辺の基準ちゅうのは、今回の工事の指名において、何か基準があったんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。一応そういう工事の内容とか難しさとか、どういう業者がいいかというのは庁内指名選考委員会で審査しております。今回、的野～寺浦線につきましては山を削る土工がメインの事業なので、金額的には先ほど申しましたように、計審が920点以上という基準がありますけれども、その中で、町内事業者であれば少しランクがあれしても、町内育成ということのできるという形で、その基準を例外といいますか、そういう形でございます、今

回の白峯公園につきましては、残渣の処分とか、そういう以前のコミプラの後を解体してきちっと公園として周辺の人にも迷惑をかけずにしていくということで、特殊なその辺の技術があるんだろうという指名委員会の判断で、基準どおり920点以上のランクっていう範囲で選考させていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、今後もあるとは思いますが、そこら辺は指名委員会の裁量判断というふうなことでやられたわけですね。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） 先ほど言いましたように、原理原則は先ほど言いましたように920点以上は、Aランクの業者で10社以上ということになっていますので、それを基本としつつ町内企業の育成ということで、工事についてそれはできるだろうと。過去にも下水道の推進工法と、その辺については町外の専門の業者を中心に入れて、推進が必要な下水については、金額が多少大きくなっても町内業者にさせるというような判断をしてきた経緯もございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかにございませんか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 今の質問のやりとりに関係しまして、今説明を聞いていますと簡単に言うと指名委員会で、ある根拠に基づいて、この業者を指名したんだという説明だったので、それはそれとしてですね、指名委員会のやはり審議記録、要するにこの工事に関しては、こういう基準でこういうふうな業者を決めたんだということが、きちっと記されとく必要性が私はあると思うんですね。ですから、今の総務課長の説明では、中途半端っていったら大変失礼な言い方ですけど、回答になっていなかったんじゃないかなと。町長と吉村副町長が答弁し、回答したことによって、それなりのなるほどなという部分には近づいたものはあったと思うんですが、ただ、北崎議員が質問した内容というのは、どういう基準でこういう指名になったんですかという質問ですから、その根拠はやっぱり指名委員会の中にきちんと明記されとかないかなだろうと。例えば特殊な技術が要るんだとかということも含めて、その辺は私も従来、指名委員会の議事録なんてあるのかどうか知りませんが、見たこともありませんし、今後、そういう事情を含むんだったら、きちんと記録をとって指名委員会の決定基準をやっぱり明確にしとく必要性があると思うんですが、どうお考えですか。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。事が入札という非常に微妙な事柄でございますので、基準を全て公開っていうか、その審議過程をですね、全て公開ということは難しいかなというふうには考えます。ただ、今おっしゃったように、その中でも選定要領等できうる限りのものの透明性を高めていくっていうことは、おっしゃるとおり実施していく必要があるのかなというふうにご考慮

おります。ただ、町内業者につきましても、その都度、ランクが変動したり、技術的なものが進んで、そういうこともできるという、できる業種の範囲が広がったり、そういうこともありますので、なるだけ大枠の中ではきちっと選定が公明正大に行われるような基準をつくる必要があるかと思えます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） もう一度言いますけど、私は公開しなさいっていう話をしとるんじゃないんですね。要するに、きちっと記録をとって、こういう基準で指名業者を決めましたと。それは、ここで今の北崎議員の質問のときにね、きちんと答えられる状態にしておくということを求めているので、私は公開しろっていうのを求めとるわけじゃないんですね。ただ、そのできる限りのことはしてもらおう、公開してもらわないかんでしょうけど、何でもかんでも公開すればいいということではないので、その辺は誤解なきようにご理解ください。はい、よろしくどうぞ。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第80号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第80号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 請願第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 請願1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について、ということで補足説明をさせていただきます。

請願者、横山洋子さん、請願者住所、電話番号につきましては記載のとおりでございます。紹介議員、私、横大路政之でございます。この請願につきましては、例年提出されております。昨年度は、何らかの事情で提出されておきませんが、毎年提出されている請願でございますので、意見書案を読むことによって補足説明とさせていただきます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)。提出先、衆議院議長、細田博之様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、総務大臣、寺田稔様、文部科学大臣、永岡桂子様。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室環境が「密」にならないための対応や授業時数の調整など苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員定数改善は欠かせません。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記、

- 1、ゆたかな子どもの学びを保障する条件整備（例えば30人以下学級の実施など）を行うために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様のご理解をいただき採択いただきますよう、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、請願第1号は採択することに決しました。

---

### 日程第23. 報告第13号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、報告第13号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 報告第13号、専決処分の報告について、ご説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定による報告を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。専決第8号、専決処分書。令和4年5月26日に、町道三代3号支線内において発生した道路構造物による車両損傷事故について、これに対する損害を賠償し、和解するものでございます。1、損害賠償額6,000円。2、損害賠償及び和解の相手方は、別紙に記載しておりますので、ご参照ください。3、和解の条件、本件に関して、上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） これはどういう状況で、起こった事故なんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。5月26日の朝8時頃なんですけれども、所有者の方が娘さんの送迎の帰りに、この三代3号線内において、自宅に帰る途中でグレーチング、側溝にあります。それがタイヤに当たったみたいで、それがひっくり返ったか何かによって、グレーチングの角がタイヤに当たってタイヤがパンクしたという状況になります。それで、そのタイヤの補償ということで、今回このような形で6,000円の損害賠償ということで対応させてもらっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 過去にも道路の状況に応じて補償を求められた事例っていうのは、ちょこちょこあるんですが、今回も含めて起こったことはしょうがないとしても、要するに状況をね、要するに道路状況をどのように改善されたのか、されるのか、説明をください。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。こちらの道、幅員が2.9メートルしかない、ものすごく細い道路でございます。離合等できないので、このようなことが起こったとは考えられます。このような同様な道というのは、町内にもたくさんありまして、道路パトロールとかでも確認をしておりますが、なかなか100パーセント、常時、確認することがなかなか難しいところがございます。極力そういうものを含めて対応するようにしておりますが、今回この場所のところ、このグレーチング撤去いたしまして、完全に蓋かけをして、今後、このような事故が起こらないような対処をとっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） それと別途に過去、都市整備課と何回か話したことはありま

すけど、要するに官民境界が、要するにグレーチングをかけとる水路とか、水路の内側であったり外側であったりというようなことで、簡単に言うと、外見上は道路なんだけども、民地に水路があるというような状況のときは、今度町にその賠償の責任はなくなってきますよね。例えば、個人が蓋をかけてあったりした場合に。そういうことがありますので、現況としてね、町の中には。ですから、それをどのように扱っていくのかっていうのは、今後考えておかないと、こういう事例があったときに、例えば個人が蓋かけてあったのに、結局町に賠償を求められるというようなことも起こりかねますので、整理の方法は今後きちっと検討していただきたいというふうに思います。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） ありがとうございます。今回もこの支線内で、町のほうの敷地内でありましたので対応させていただきました。確かに横大路議員が言われるとおり、そういう微妙なところもございますので、どのように対処していくか、ある程度のルールづくりといえますか、基準検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第24. 報告第14号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、報告第14号、令和3年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 報告第14号、令和3年度新宮町土地開発公社経営状況について説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。このページは、令和3年度の事業報告として、役員に関する事項及び理事会に関する事項について記載しております。

2ページをお願いいたします。このページから、令和3年度の公共事業実施報告書となります。用地の取得につきましては、新宮ふれあいの丘公園拡大整備事業用地として7件、町道須川～卯戸線道路改良事業用地として1件、三代土地区画整理事業区域内、公共事業用地として1件、新宮東中学校用地拡張事業として2件、上府交流広場等整備事業用地として4件、中原～梅ヶ浦支線整備事業用地として1件、計16件で、取得面積の合計が3万1,760.73平方メートル。合計金額は2億217万9,790円です。用地の売却につきましては、新宮東中学校用地とし

て1件、町道中原8号線用地として1件、新宮ふれあいの丘公園用地として14件、計16件で、売却面積の合計が1万9,259.64平方メートル。合計金額は1億4,913万6,618円となっております。

4、5ページをお願いいたします。収支決算書、収入の部の主なものにつきまして説明いたします。1款1項1目用地売却収入1億4,913万6,618円は、先ほど説明いたしました契約件数16件の用地売却に伴うものでございます。1款1項2目附帯等事業収入、1節土地貸付料は、JR新宮中央駅東口駐輪場用地及び三代・的野線道路用地を駐車場、それと看板用地として貸付けており、その貸付料として311万4,059円。2款1項1目借入金、1節短期借入金として15億6,000万円を借入れしております。内容につきましては、16、17ページに記載しておりますが、約6か月の短期借入れとしては8億1,000万円、7億5,000万円の2回、金融機関から借入れております。以上、その他の収入とあわせて、収入合計17億1,226万9,513円となっております。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。支出の部でございます。主なものを説明いたします。1款1項1目公有用地取得費、1節用地費2億217万9,790円は、先ほど説明しましたとおり、契約件数16件分の用地費でございます。2款1項1目支払利息、1節支払利息54万3,934円は、先ほど説明いたしました短期借入金の返済時に生じた2回分の利息の合計額。3款1項1目借入金償還金、1節借入金償還金14億5,000万円は、16、17ページの短期借入金明細書記載のとおり、金融機関から借入れた事業資金を令和3年8月と令和4年2月に償還したものでございます。以上、その他の支出と合わせまして、支出合計17億3,575万3,988円となり、収支差額はマイナス2,348万4,475円となります。

次に、翌年度への予算繰越しについて説明いたします。令和3年度中に予定しておりました千年家緑地整備事業、新宮ふれあいの丘公園整備事業、上府交流広場等整備事業について、令和3年度中の事業完了が見込めないため、令和4年度へ1億6,488万2,310円予算を繰越しております。詳細については、21ページに記載しております。

なお、8ページ以降に財産目録、貸借対照表、損益計算書、公有用地明細書などを添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

**日程第25. 報告第15号**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25、報告第15号、令和3年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 報告第15号、令和3年度新宮町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度新宮町健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

1ページ、総括表①、健全化判断比率の状況でございます。上段の表の真ん中あたり、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足等が生じておりませんので、バーで表示をいたしております。その右隣、実質公債費比率は7.5パーセントで、令和2年度と比較いたしまして0.1ポイント増加いたしております。理由につきましては、単年度で見ますと、分子を構成する元利償還金等の増加以上に、分母を構成する標準財政規模が増加したため、単年度の実質公債費比率は減少いたしておりますけれども、3か年平均にいたしますと増加している状況となっております。次に、右端の将来負担比率につきましては33.5パーセントで、前年度と比較いたしまして、26.3ポイント減少をいたしております。これは、減債基金やふるさと応援基金を積立てたことにより、充当可能財源等が増加し、将来負担比率の増加を抑えられたことによるものでございます。

2ページから4ページまでは算出表になりますので、ご参照ください。

5ページをお願いいたします。公営企業会計に係る資金不足比率の条件につきましては、資金不足が生じていないため、バーで全て表示をいたしております

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第26、報告第16号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第26、報告第16号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第16号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告につ

いて、ご説明をいたします。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから7ページまで、それぞれの契約ごとの明細を掲載させていただいております。令和4年5月1日から令和4年7月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で10件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で9件ございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で41件、特別会計は2件、水道事業会計、公共下水道事業会計で6件ございました。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。2件の契約について、お尋ねしたいと思います。4ページの上から3段目の公園植木管理業務委託、こちらの履行場所が新宮町沖田中央公園他70か所で2,189万円になっているんですけども、これは沖田中央公園と他の公園も含まれているんでしょうか。それと、もう一つは、次のページ5ページの上から8段目のSSX推進イノベーション事業支援業務委託、こちら1,210万円ですかね。こちらのほうは、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。公園につきまして、都市整備課のほうで管理しております町内の公園というのを対象にした中で、こちらのほうを入札にかけて、除草、草刈り等含めまして、そちらのほうをやるという内容になっております。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。SSX推進イノベーション事業委託に関してですけれども、これはいわゆるDX事業に関連いたしまして、地域DXと我々申しながら事業を進めておりますけれども、地域の住民の皆さんに対して、どういったDXの推進を図ることができるかということを主眼に委託契約をいたしておるものでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかに質問ございませんか。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 私も同じような質問なんですけどね。3ページの街路樹の管理業務委託っていうんですか。場所は、桜山手1号線他32の路線ですか。金額で1,144万円。金額とかどうでもいいんですけど、入札の契約が6月2日になつとるやないですか。私のところね、もともとはこの街路は、ツツジがもうメインなんですよ、バツとね。それで、業者の切り方とか

ね、そういうのを私、毎年見ているんです、自分区長をしていましたのでですね。それで、業者によっては非常に翌年にツツジの咲きが悪いというようなことあるんですよ。それで、今年も切った日にちは7月の1日なんですよ。だからね、4月に人事異動があつて、組織内のことはいろいろあるでしょうけど、この6月2日とかじゃなくて、やっぱり4月末ぐらいには入札をしてもらふなりして、これ30路線なので、私は自分のところだけ言ってますけど、ほかにもやっぱりその路線というのは植木が変わるわけじゃないんで、その場所によって、いつやったらいいかとかつていうことはあると思うんですよ。それと、30か所、仮にあったとしたら、全てのところを工事が終わった後にチェックするのは難しいかも分かりませんが、例えば、3年に1回、1年に10か所、3年で30路線とかね、そういう形で見回って、工事の内容のチェックを、内容がどうやったかということをチェックされたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（牧野 真紀子君） 答えは、よろしいですか。

○議員（2番 温水 眞君） 答えはいいです。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかに質問ある方。いないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい、質問を終わります。

---

## 日程第27. 報告第17号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第27、報告第17号、建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。監査委員さんにお尋ねいたします。報告の中で、2番目に記載されてる内容についてちょっと確認をさせていただきたいんですが、一部分ですね、信頼性の高い設計書が作成されるよう努められたいという指摘をいただいているようなんですが、ということが現象としてあつてですね、どういうふうな形にするべきじゃないかという監査委員さんのご意見を、ここでご説明をいただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、お答えいたします。現在、ほとんどの工事、大規模工事、特に複雑な構造物を要する工事は、設計委託、また工事管理委託がなされております。そして、本工事の発注後、2か月、3か月ぐらいで大きな変更契約がなされております。変更契約なされるということは、最初の当初の設計書が不十分だったんじゃないかなというふうに私は思っている

んです。不十分っていうのは、最初、設計委託を出すときに、当局といたしますか役場のほうが正確な仕様書を設計業者に示して、それに基づいて設計を行ってもらうような発注をするのが本来だと思っております。軽微な変更は当然ありますけど、今回、2件ほど大規模な工事を見させてもらいましたけど、両方とも契約変更額が大きかったもので、それに書いているところでありませう。だから、設計委託発注するときに、こちらもしっかり相手業者に、どういう設計書をつくってもらって、どういう完成品になるか、しっかり示さないと受注者、設計業者の完成度の高い、また信頼性の高い設計書が作成できないんじゃないかというふうに思っています。だから、発注するときにしっかり業者と打合せをして、発注していただきたいというふうなことで書いております。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。今の監査委員さんの説明を聞いていますと、言ってみれば、その設計業者の不手際ではなくて発注者側、要するに、行政側に問題課題があつて、こういう事象が発生したんじゃないかという推察を監査委員さんがされとるようなんですが、その辺ですね、町長にお尋ねをしたいんですが。要するに、公共工事として発注するに当たつて、その辺はやはりきちんと事務方がやはり管理しながら、設計も含めてやっていかないと。要するに発注者側の責任を、これ厳しいような言い方になるかもしれませんが、やっぱり責任追及されても致し方ないようなご指摘だろうというふうに思うんですね。ですから、今後の改善策として、きちっと内部でどういうやり方をするのか、もう一度やっぱり大きなテーマだろうというふうに私は受け止めるんですが、その辺の見解を町長にお尋ねをしたいと思つています。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。以前はですね、設計業者よりも施工業者の問題がいろいろ指摘をされてきておりました。しかし、最近やはり設計業者のそういった問題もあるわけございまして、常に私は設計業者、落札した設計業者に対して、現場をしっかりと見て設計をするように、ただ下水道なんかはやはり地中の中はなかなかそこまで設計を綿密にすると、設計のやはり金額が高くなる面もありましようけども、そこはある程度、その下水道関係はなかなかやはり問題が、ちょっと今後やっぱりあるんじゃないかなと思つてはいますけども、地上のやはり設計につきましては、やはり現場をしっかりと見ていただいて、そして設計をしていただくというようなことを常々私、最近言つております。今、課題はやはり設計業者、設計業者もやはり最近デジタル化が進んで、結局机上の設計になっているんじゃないかと。最近、話を聞くところによると、設計業者の人が減つてはいます。それは、やはりデジタル化になつて、コンピューター等で常に図面等のできるから、机上の設計が多いんじゃないかという、私は疑いを持つようになつて、やはり現場主義、現場をしっかりと見て設計をしてもらつと。設計とのやりとりすることが大事やなと考へて、

今、職員にはそういったことをしっかり伝えて、今きているわけですね。今、そういったことで、しっかり設計に対しての注意をしていかなければいけないと思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 町長、先ほどの監査委員さんの見解は、要するに発注する側の行政側がきちっとした仕様書を作成して、発注に、業務にあたりなさいという指摘だったろうというふうに私は聞いたんですね。ただ、今の町長のお話は、設計業者が現場をきちっと把握せずに、設計図書を出したために起こったことじゃないかというようなニュアンスで聞こえたんですが、そうなるとう簡単に言うと、責任があっちにある、こっちにある状態に今なつとると思うんですね。ですから、要するに、まずは業者を指導するにしても、要するに、まず発注側の行政がきちっとした、先ほどの監査委員さんの話でいくと、仕様書を作成してというような言い方をされていまして、実質業務は私も分かりませんのでね、まず監査委員さんの指摘を真摯に受け止めて、そして業務改善を行って、その次、町長言われるように設計業者に対してきちっとで仕事をするように指導するし、要望していくという取組になろうかと思っておりますので、その辺は行政内部でやはり共通認識を持って、今後、当たっていつていただきたい。せっかくの監査委員さんの指摘ですから、これ大事にすべきじゃないかなというふうに私は聞いたんですけどね。その辺、もう1回お答えください。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。そうですね、今回の新宮中学校の体育館のこれ増工もなんですが、結局、内部の中まで設計がいつてなかったということで、私は何千万かの増工になるかなと心配しておりましたけども、やはり今1級建築士の高田さんを雇用しておりますが、あの人とのいろんな中で数百万の増工というようなことでちょっと安堵した面があるんですが、やはり設計の中でそこまでやはり見てなかったということですね。発注側としては、やはりそこまで設計をしっかり見させるというようなことまで、やはり注意しながらやはり行政のほうも設計を依頼するときに、そういう仕様書を再確認をしていくぐらいのことをやっていくべきかなというふうに、はい。これから、しっかり職員には注意をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第28. 報告第18号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第28、報告第18号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時58分散会

---